

令和7年4月23日

前払金の用途拡大の恒久化に伴う杉戸町建設工事標準請負契約約款の改正について

建設工事における前払金については、杉戸町建設工事標準請負契約約款第37条において、当該工事に係る直接工事費以外の支払に充当できない旨が明記されていますが、国土交通省は、時限的に実施していた前払金の用途拡大を令和7年4月1日付で恒久化することと決定しました。

つきましては、当町についても下記のとおり約款を改正し、前払金の用途を拡大しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 契約約款の改正事項(下記下線部分のただし書きを追加する)

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

2 改正概要

これまで、前払金の充当先は主に直接工事に係る経費に限定されており、工事開始後、前払金が元請業者の手元資金として残ったままになり前払金の円滑な活用が損なわれてしまっていることが問題となっていたが、国・県の取扱いに準じて、「当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に対し、前払金額の100分の25を上限として恒久的に充当できることとした。

3 適用日

本通知日以降から適用する。

※ 改正後の杉戸町建設工事標準請負契約約款は、町ホームページに掲載しています。

<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/9622.html>

※ 前払金の用途や払出手続については、前払い金保証を受ける各保証事業会社にお問合せ下さい。